

倫理委員会規則

倫理委員会規則を制定する。

(設置)

第1条 BTUにおける科学的研究について、研究倫理の適正な保持に資するため、BTU 倫理委員会

(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討する。

(1) 研究内容の科学的妥当性

(2) BTU が自ら行い、共同研究機関と共同して行い、委託し、又は委託する研究のうち、
大学、医療機関及び民間機関を含む外部研究機関又は BTU の募集に応じた者から提出された研究

(3) 被験者の権利(医療を受ける権利、身体的安全が確保される権利、選択の自由を有する権利、

情報を得る権利、プライバシーが守られる権利、苦情を申し立てる権利)に関すること

(4) その他研究倫理の適正な保持に関し必要な事項

2 委員長は、前項各号の研究に関して、指針で定めるものについて委員会の意見を求め、これを尊重しなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、医学分野、医学分野以外の学識経験者からなる外部委員とBTU内の委員とで構成する。

(任期)

第4条 前条第1項の任期は、9月1日より1年間とする。前任者が欠けた場合における後任者の任期は、

前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱又は任命されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長はBTU代表を充て、副委員長は委員長が委員の中から指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に欠席があるときは、その職務を代理する。

(審査請求等)

第6条 委員会に審査請求をしようとする者は、審査請求書(様式第1号)を委員長に提出しなければならない。

2 委員長は、第1項の審査請求書を受理したときは副委員長とともにこれを審査し、

委員会による審査が必要であると認めるときは、審査申請書(様式第2号)に当該審査請求書を添付して、

委員会に審査請求するものとする。

(会議)

第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、前条第2項に規定する審査請求があったとき又は委員長が

必要があると認めたとときに開催するものとする。

2 会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

3 会議は、原則として過半数の出席がなければ会議を開くことができないが、書面による議決参加および

委任状による議決を認める。

4 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(議決)

第8条 審査事項で議決を要するものは、出席委員(書面による議決参加および委任状による議決参加

を含む)の3分の2以上の賛成をもって決する。

(会議録)

第9条 委員会は、会議録を作成するものとする。

2 委員会の会議録は、公開を原則とする。

3 前項の規定にかかわらず、委員会は、当該会議に出席した者の4分の3以上の合意を得たとき、

又は個人のプライバシーを確保する必要があると認めるときは、会議録を非公開とすることができる。

(審査結果の通知)

第10条 委員長は、審査終了後速やかに審査結果について審査結果通知書(様式第3号)により

申請者に通知しなければならない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、BTU ストレスマネジメント研究所(BSMI)において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか委員会の運営に関して必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規則は、平成20年9月1日から施行する。